

社会福祉法人那覇市社会福祉協議会助成公募要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、社会福祉法人那覇市社会福祉協議会(以下「本会」という。)が共同募金助成金公募に関する必要な事項を定めるものである。

(助成対象)

第 2 条 助成の対象となる団体は、那覇市に所在、または主に那覇市を中心に活動している社会福祉法人や特定非営利活動法人、自治会等の地域団体及び福祉団体やボランティア団体のほか、地域の要請に応える先駆的福祉事業を行う団体及び地域福祉、災害等における各種ボランティア活動支援等の福祉活動を目的とする団体(以下「受配者」という。)とする。

(助成基準)

第 3 条 本会が助成する共同募金助成金は、別紙助成審査基準により受配者の財政規模、活動実績、事業に要する経費、事業がもたらす効果、共同募金協力状況等を勘案し、団体間の均衡を考慮して決定する。

(助成金)

第 4 条 助成金は、沖縄県共同募金会(以下「県共募」という。)から本会に助成された共同募金地域助成金を財源として、那覇市共同募金委員会助成審査要領に基づいて助成する。

(助成事業年度)

第 5 条 助成事業は、募金事業を行った翌年度とする。

(受配者の欠格要件)

第 6 条 助成申請が次の要件に該当する場合は助成対象から除外する。

- (1) 構成員の相互共済を主目的とするもの。
- (2) 財源に余裕があり、助成金に頼らず運営ができると認められたもの。
- (3) 収益事業とみなされるもの
- (4) 経営基盤及び管理に信用性、安定性、継続性に欠けるもの。
- (5) 事業経営が政治、宗教、組合活動等に利用されるおそれのあるもの。
- (6) 事業開始後 1 年に満たないもの。
- (7) 国が設置経営し、その責任に属するとみなされている事業
- (8) 事業費の一部負担ができていないもの(但し、自己負担ができないのは除く)
- (9) 県共募と本会から重複して助成を受けている事業
- (10) 他の補助金と重複助成や他の財源をもって実施することが適当と認められる事業
- (11) その他、本会の助成審査委員会(以下「審査委員会」という。)において本会の助成趣旨に反すると認められるもの。

(助成申請手続き)

第7条 助成申請を受けようとする受配者は、本会が定める共同募金助成申請書(様式第1号)により、次の各号に定める書類を添えて那覇市社会福祉協議会会長(以下「会長」という。)に申請する。

- (1)共同募金助成交付に係る収入支出予算書(様式第2号)
- (2)会則又は規約、定款
- (3)役員名簿又は会員名簿

2 助成申請は、原則として募金事業を行った年度の3月末日までとする。但し、県共募から追加配分がある場合は、本会が指定する期日までとする。

(助成の決定)

第8条 受配者、助成金額、助成条件等については、助成要領に基づいて審査委員会で審査の上、決定する。

2 助成決定は、共同募金助成金交付決定通知書(様式第3号)により通知する。

(助成金請求)

第9条 助成金請求は、共同募金助成金交付請求書(様式第4号)を会長に提出する。

2 会長は、前項に規定する請求書を受理した日から起算して30日以内に助成金を交付する。

(完了報告)

第10条 助成事業が完了した場合は、完了後又は年度終了後30日以内に共同募金助成事業完了報告書(様式第5号)と収入支出決算書(様式第6号)を会長に提出するものとする。

(事業の変更届)

第11条 助成金交付決定通知書受領後、次の事由が生じた場合は、本会に対し直ちに共同募金助成金変更申請書(様式第7号)により事業変更の許可を受けなければならない。

- (1)事業内容の重要部分を変更する場合
- (2)事業予算を大幅に変更する場合
- (3)その他、事業の中断及び大幅延長等事業計画に大きな変更が生ずる恐れのある場合

(使途明示)

第12条 助成事業には、「赤い羽根マーク」を明示し、「赤い羽根共同募金助成事業」又は「歳末たすけあい募金助成事業」と記載しなければならない。

(附則)

この要綱は、令和3年4月22日から施行する。但し、助成金請求(第9条)完了報告(第10条)事業の変更届(第11条)は、那覇市社会福祉協議会助成交付要綱でもって完了とすることができる。